

基礎調査の結果（宅地造成等工事規制区域の候補区域）の公表について

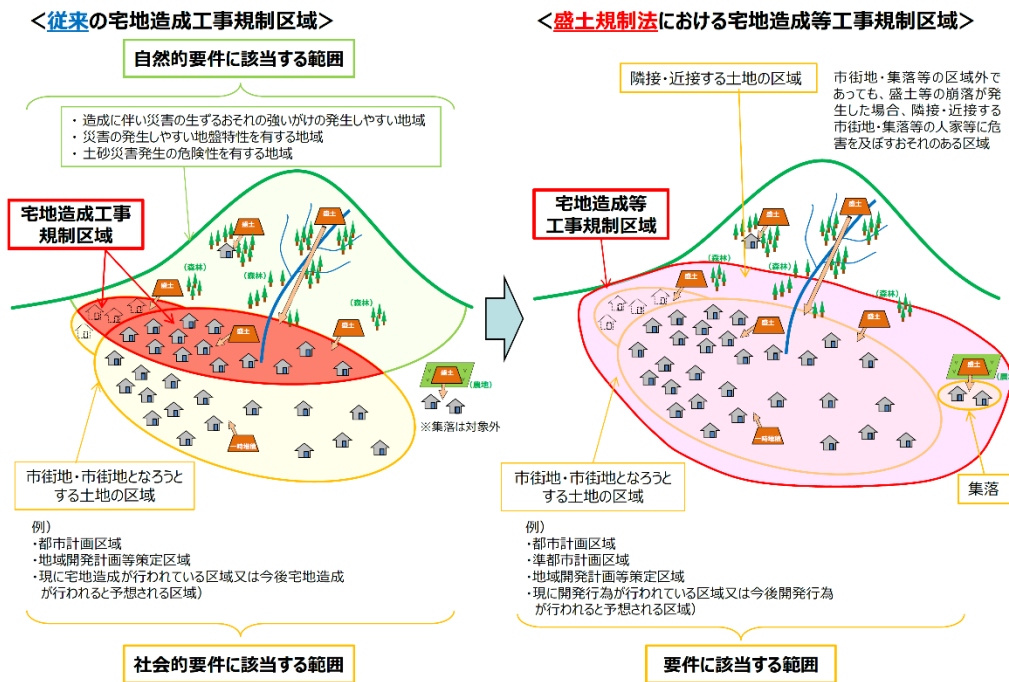
令和 3 年に発生した静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を踏まえ、土地の用途（宅地、農地、森林）やその目的にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）として令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

堺市では、盛土規制法に基づき、規制区域を指定するために必要な基礎調査を行いました。

調査の結果、市域全域を宅地造成等工事規制区域の候補区域とします。また、令和 6 年 7 月 1 日に規制区域として指定を予定しています。規制区域指定後は、区域内において盛土規制法の対象となる盛土等を行う場合、あらかじめ市の許可が必要です。

■宅地造成等規制区域について

宅地造成等工事規制区域の指定の対象となる区域は、盛土等に伴う災害が生じるおそれがある市街地や集落等、及びこれらに隣接・近接する区域（都市計画区域等）で、盛土等に関する工事について規制を行う必要がある区域です。国が示す基礎調査実施要領に基づき、都道府県・政令指定都市等が規制区域の候補区域を設定します。



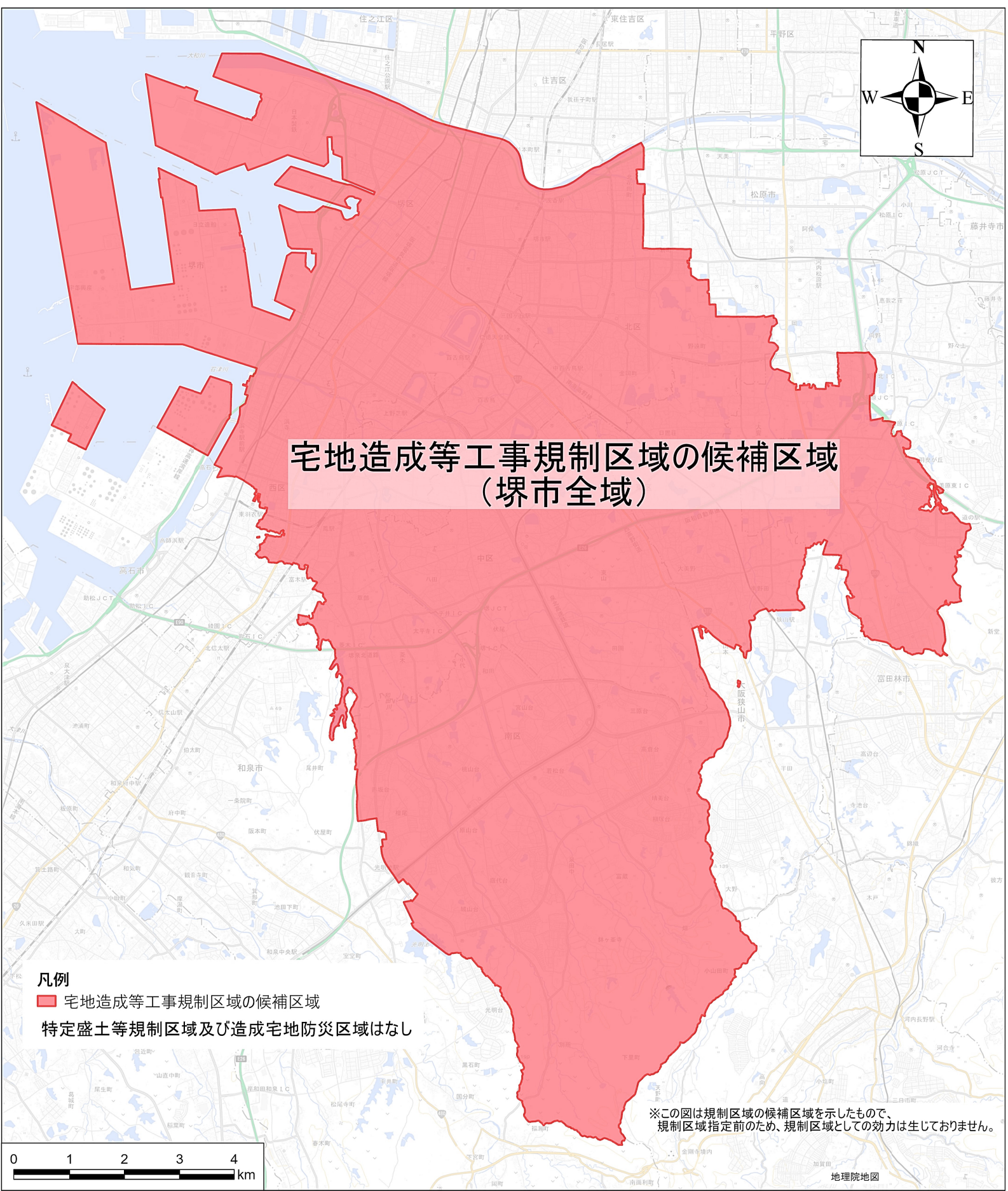
■基礎調査結果

宅地造成等工事規制区域（候補区域）：市域全域

（別添「宅地造成等工事規制区域の候補区域」参照）

■規制区域指定日

令和 6 年 7 月 1 日（予定）



宅地造成等工事規制区域の候補区域 (堺市全域)

凡例
 ■ 宅地造成等工事規制区域の候補区域
 特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域はなし

※この図は規制区域の候補区域を示したもので、
 規制区域指定前のため、規制区域としての効力は生じておりません。